

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(原子力規制委員会30-①)

施策名	I. 原子力規制行政に対する信頼の確保				担当部局名	長官官房				
施策の概要	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の不断の見直し・改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。				政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること				
達成すべき目標	1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保 2. 組織体制及び運営の継続的改善 3. 国際社会との連携			目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2018		政策評価実施予定時期	平成31年8月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1	透明性の確保 (会議の公開、会議資料及び会議映像の公開の割合) 【PDCA管理番号: I.1.1.①】	-	100%	平成30年度	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、会議(情報公開法に定める不開示情報を扱う場合により非公開とされるものを除く。)の公開割合を100%とすることを目標とする。
2	ホームページの利用のしやすさ 【PDCA管理番号: I.1.2.③】	-	日本工業規格JIS X 8341-3 ウェブアクセシビリティに定められている等級Aの達成	平成30年度	A	A	A	A	A	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標である「JIS X 8341-3:2016」の等級Aを達成することを目標とする。
測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
3	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保 【PDCA管理番号: I.1.1.①】		平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ・独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた行動規範等を厳格に運用する。意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の開示を徹底する。 ・開示請求により開示した文書の公開について、優先度の高いものから順次手続きを進め実施する。また、任命要件に基づく自己申告を適切に運用する。						
4	国内外の多様なコミュニケーションに関する取組の充実 【PDCA管理番号: I.1.2.①】		平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ・被規制者との安全性向上に係る意見交換を実施すること、行政手続法で要求されない案件についても積極的にパブリックコメントを募ること、地元関係者との規制上の諸問題に係る意見交換を実施すること、海外の専門家との意見交換を実施すること等により、国内外の多様な意見に耳を傾ける。 ・被規制者と面談を行った場合の議事要旨について、被規制者とのやり取りの要点が明確に伝わる記載とするとともに、面談予定の適切かつ合理的な管理を行う。						
5	情報管理システムの整備に向けた取組 【PDCA管理番号: I.1.2.②】		平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ・米国NRCのADAMS(Agency Documents Access and Management System)を参考にした情報管理システムの整備について、平成31年度内の運用開始に向け、システム構築に係る予算算要求及び調達手続きを着実に実施するとともに、平成30年度中に構築事業者の決定を行い、平成31年度の運用開始時期を明確化する。また、運用開始までにホームページ登録時におけるコンテンツの注意事項(用語の統一やファイル名の命名規則等)の整理を行う。						
6	原子力規制委員会の取組についての情報発信の強化 【PDCA管理番号: I.1.2.③】		平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ・社会的な要求の高まりなどを踏まえ、必要に応じて専門的内容について平易な言葉や理解しやすいイメージなどを用いて説明するコンテンツを作成する。また、ホームページの構成など外部からの要望について対応すべきものを見極めて対応することで情報発信の質の向上を図る。						
7	被規制者とのコミュニケーションの充実 【PDCA管理番号: I.1.2.④】		平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○被規制者とのコミュニケーションを円滑に行うため、透明性を確保しつつ、新規基準適合性審査会合、検討チーム等の議事録やその他ヒアリングでの指摘事項等を含む面談録について、適切な内容でかつ速やかに公開する。 ○経営責任者(CEO)との意見交換、原子力部門の責任者(CNO)との意見交換、委員による現場視察及び地元関係者との意見交換を適切・適切に開催し、被規制者等とのコミュニケーションの充実を図る。 ○新検査制度の効果的な運用に向けて、検査現場で主体となる被規制者と検査官とのコミュニケーションがより一層充実したものとなるように、各種の情報や現場へのフリーアクセスを実現する環境整備を含め、試運用を段階的に実施するなどの準備を進める。						
8	改善ロードマップに沿ったマネジメントシステムの改善 【PDCA管理番号: I.2.1.①】		平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○安全文化・核セキュリティ文化の醸成や規制の改善につながるものとなるよう、「原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ」(平成28年11月22日原子力規制委員会決定)に沿って、IRRSにおいて明らかになった課題を踏まえつつ、マネジメントシステムの継続的な改善を行う。 ○特に、組織文化・安全文化(核セキュリティを含む)の醸成を図るため、受講するターゲット層(階層別、分野別など)を意識しつつ、原子力安全人材育成センターや他部署との取組と連携して、現地訪問型ワークショップやEラーニング等の研修プログラムの開発・実施、3.11等の節目における周知等、全員参加型研鑽運動を進める。 ○また、平成30年度実施施策に関してマネジメントシステムと政策評価等との統合的な運用を引き続き実施するとともに、原子力規制委員会・規制庁の業務プロセス・業務マニュアル類を体系的・階層的に整理する。 ○内部監査については、監査対象部署又は監査テーマを適切に選び、計画的に進めるとともに、必要に応じて、個別の案件について点検を行う。						

9	IRRSで明らかになった課題に的確に対応【PDCA管理番号: I.2.2.①】	<ul style="list-style-type: none"> <li>IRRSで明らかになった課題について、IRRSフォローアップミッションまでの対応スケジュールやアウトプットを明確にし、対応を計画的に進める。</li> <li>IRRSフォローアップ及び輸送の規制に関する評価の受検(平成31年夏以降予定)に向けた自己評価の準備を着実に進める。</li> <li>IRRSフォローアップミッションの受入れに向けて、IAEAや関係省庁と調整し、準備会合(平成30年秋以降)等を通じて必要な準備を着実に進める。</li> </ul>	平成30年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○原子力規制委員会の組織体制及び運営の継続的改善のため、「IRRSにおいて明らかになった課題への対応について(平成28年4月)」及び平成30年度業務計画に沿って、改善に向けた取組を実施する。</p> <p>○また、IAEAによるIRRSフォローアップ及び輸送の規制に関する評価の受検に向けて、庁内体制を構築し、IAEAや関係省庁と調整しつつ、準備会合(平成30年秋以降)等を通じて必要な準備を進める。</p>
10	国際機関との連携及び国際社会への貢献【PDCA管理番号: I.3.1.①】	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際社会における原子力安全向上に向けて相応の貢献を行うとともに、世界の知見等を情報収集し、必要に応じ、我が国の原子力規制の継続的改善に向けて適切な対応を行う。</li> <li>庁内の国際活動のマネジメント、情報共有、フォローアップ等のシステムを適切に機能させる。</li> </ul>	平成30年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○関連条約への対応、IAEA安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際機関との連携や諸外国規制機関との協力を進め、国際社会における原子力安全向上への貢献及び我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。</p> <p>○その実施に当たっては、原子力規制庁全体でマネジメントし、継続的に二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、重要度に応じた原子力規制庁内における情報共有、フォローアップを徹底するため、引き続き国際室を中心に庁全体として取り組む。</p> <p>○特に、米国への原子力規制庁職員の派遣を含む米国規制機関との連携を円滑に実施するとともに、平成30年度5月21日から6月1日までの廃棄物等条約第6回検討会合における我が国及び各参加国のレビューに、関係省庁と協力しながら、庁全体で適切に対応・貢献していく。また、日中韓原子力安全上級規制者会合(TRM)の下での合同緊急時訓練を我が国でホストし、3機関間の通報訓練を実施する等緊急時における3機関間の連携の強化に取り組む。</p>
11	国際人材の確保及び育成に係る取組【PDCA管理番号: I.3.1.②】	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際人材、国際ピア・レビュー人材の質・量を向上させる。</li> </ul>	平成30年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○引き続き、国際人材の確保・育成に取り組む。</p> <p>○特に、IRRSにおいて明らかになった課題を踏まえ、国際ピア・レビューに貢献できる人材として、経験豊富な職員の獲得、教育・訓練・研究・国際協力を通じ、職員の国際活動に係る力量向上に取り組む。また、若手人材の国際活動の経験の獲得を促す。加えて、関係部局が連携し、国際活動への参画を促進する環境の充実や職員の研修内容の一層の向上に取り組む。</p>

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度				
(1) 試験研究炉等の原子力の安全規制(平成23年度)	150 (65)	81 (32)	46 (25)	30	-	本事業は、原子炉等規制法に基づき、核燃料施設に係る審査及び検査を実施するとともに、原子炉主任技術者試験を実施するものである。 具体的には、施設設置の許可、設計及び工事の方法の認可等の安全審査に加え、使用前検査、施設定期検査、保安検査等の法定検査を通じて当該施設の安全を確認するものである。	001	
(2) 原子力安全規制情報広聴・広報事業(平成16年度)	457 (321)	429 (316)	328 (311)	317	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>広く情報提供を行うためのホームページ運用管理、アクセシビリティの維持向上等の取組を行う。</li> <li>コールセンターを設置し、一般の方から直接寄せられる個別の問合せや相談に対し電話で回答等を行う。</li> <li>原子力規制委員会や審査会合、記者会見等についてYouTube、ニコニコ動画等でのリアルタイム映像配信とそのアーカイブ化を行う。</li> <li>会員者等の対応能力、コミュニケーション能力の向上を図り、的確な情報発信を行えるようにする。</li> <li>緊急時における原子力施設の状況等を、メールアドレス登録者の携帯電話に直接配信する緊急時情報配信システムを運用する。</li> </ul>	002	
(3) 国際原子力発電安全協力推進事業(平成7年度)	144 (68)	160 (92)	134 (48)	114	10	我が国の原子力規制の向上に資するべく、情報・意見の収集・発信を直接的・間接的に促進する事業、及び、規制庁職員の知識・経験・能力の向上を図る事業として、①原子力導入新興国を対象とした研修の企画・運営、②国際原子力機関(IAEA)が拠出金で運用している国際情報共有ネットワークに対し我が国として共有すべき情報・知見の整備等を実施する。	003	
(4) 国際原子力機関原子力発電所等安全対策拠出金(平成4年度)	379 (379)	390 (390)	293 (293)	359	10	本事業は、原子力導入新興国を含む幅広い関係国が参画する国際原子力機関(IAEA)の特徴を生かし、任意拠出金に基づきIAEAの事業活動に参画するもの。具体的には、IAEAが取り組んでいる、原子力安全基準・規制の策定・見直し等に関する事業、緊急時対策・放射線防護に関する事業、原子力規制の向上に向けた国際協力に関する事業、核セキュリティに関する事業等に参画するとともに、我が国の原子力規制の向上につながる検討に資する情報の収集を行う。	004	
(5) 経済協力開発機構原子力機関拠出金(平成18年度)	60 (54)	59 (53)	52 (46)	52	10	本事業は、原子力利用先進国を中心に構成される経済協力開発機構・原子力機関(OECD/NEA)の活動を支える義務的拠出金の事業である。OECD/NEAが取り組んでいる原子力施設に係る安全規制、放射線防護、放射性廃棄物管理・処分、原子力施設の廃止等の事業分野に参画し、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に反映させ、原子力規制の向上につながる情報を収集する。	005	
(6) 原子力発電安全基盤調査拠出金(平成4年度)	53 (53)	73 (73)	68 (68)	69	10	本事業は、原子力利用先進国を中心に構成される経済協力開発機構・原子力機関(OECD/NEA)の活動を支える義務的拠出金の事業である。OECD/NEAが取り組んでいる原子力施設に係る安全規制、放射線防護、放射性廃棄物管理・処分、原子力施設の廃止等の事業分野に参画し、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に反映させ、原子力規制の向上につながる情報を収集する。	006	
施策の予算額・執行額	1,243 (940)	1,192 (956)	921 (791)	940		施策に関係する内閣の重要政策 原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2018		

作成責任者名 (※記入は任意)	大熊 一寛 総務課長、神田 忠雄 監査・業務改善統括調整官、関 雅之 広報室長、一井 直人 国際室長、足立 敏通 情報システム室長、市村 知也 原子力規制企画課長、小野 祐二 安全規制管理官(実用炉審査担当)、宮本 久 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、青木 一哉 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、大浅田 薫 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、金子 修一 検査監督総括課長、古金谷 敏之 安全規制管理官(実用炉監視担当)、金城 慎司 安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、門野 利之 安全規制管理官(専門検査担当)
--------------------	--

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(原子力規制委員会30-②)

施策名	Ⅱ. 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施					担当部局名	長官官房 原子力規制部					
施策の概要	原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制制度を継続的に改善し、また規制を厳正かつ適切に実施する。					政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
達成すべき目標	1. 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善 2. 原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施 3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携 4. 放射線障害防止法に係る規制制度の継続的改善 5. 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2018		政策評価実施予定時期	平成31年8月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
			基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度					
1	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数【PDCA管理番号:Ⅱ.6】	—	—	0件	平成30年度	0件	0件	0件	0件	0件	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。 (原子力災害対策特別措置法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。同法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)	
2	原子力災害対策特別措置法第15条による報告件数【PDCA管理番号:Ⅱ.6】	—	—	0件	平成30年度	0件	0件	0件	0件	0件		
3	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数【PDCA管理番号:Ⅱ.6】	—	—	0件	平成30年度	0件	0件	0件	0件	0件		
測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
4	法改正に伴う規則等改正を含めた制度運用の検討【PDCA管理番号:Ⅱ.1.1.①】	<ul style="list-style-type: none"> <li>被規制者による廃止措置実施方針の作成・公表に当たり、被規制者からの相談に対してきめ細かな対応を行ったか。また被規制者の公表情報を速やかに原子力規制委員会ホームページに掲載する。</li> <li>第二種廃棄物埋設事業に関する規則等の改正に向けた検討を行い、適切に改正を行う。</li> <li>検討チーム等において、新検査制度の運用準備について、必要な検討を行う。</li> <li>新検査制度の運用に向けた文書案等を準備する。</li> <li>試運用にて確認された問題点について継続的に対応する。</li> <li>新検査制度の運用の検討状況を踏まえ、現行制度での必要な改善を実施する。</li> </ul>	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○廃止措置実施方針に係る関係法令の施行(平成30年10月1日)に向け、被規制者からの相談対応等をきめ細かく実施する。施行後は、被規制者における廃止措置実施方針の作成・公表の実施状況を確認するとともに、国民への情報提供の一層の向上のため、被規制者による廃止措置実施方針の公表状況を原子力規制委員会ホームページに掲載する。 ○原子力安全対策関連法改正法施行に合わせ、第二種廃棄物埋設事業に関する規則等の改正を行う。 ○新検査制度の運用準備については、検査制度見直しに係る検討チーム等における継続的な検討を行うとともに、平成30年10月の試運用開始までに、順次必要な規則案・ガイド案等を作成し、これらを試運用により改善する。 ○改正法施行までの間は、現行制度において可能な範囲で新制度の考え方を活用するよう、検査官等の間で議論を行い、運用上の工夫を行う(平成30年1月10日第58回原子力規制委員会における報告事項)。 ○新検査制度の運用の検討状況を踏まえ、検査制度が円滑に運用されるように現行の検査に係るガイド、マニュアル等についても適切な改善を図る。								
5	被規制者との安全性向上に係る意見交換【PDCA管理番号:Ⅱ.1.1.②】	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的に実施できるよう適切な頻度、日程、対象者、議題等の設定をする。</li> <li>議題について、双方の認識の共有、進むべき方向性の確認をする。</li> </ul>	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○経営責任者(CEO)との意見交換、原子力部門の責任者(CNO)との意見交換、委員による現場視察及び地元関係者との意見交換を適時・適切に開催し、被規制者等とのコミュニケーションの充実を図る。								
6	実用発電用原子炉に係る新規基準適合性審査・検査の実施【PDCA管理番号:Ⅱ.2.1.①】	<ul style="list-style-type: none"> <li>被規制者からの申請について、厳正かつ適切に新規基準適合性審査を実施する。</li> <li>審査の進捗や被規制者の対応状況等を踏まえ、必要に応じて適時に審査体制を見直す。</li> <li>地震・津波等について、施設ごとの立地特性を踏まえた審査を行う。</li> <li>工事計画等の後段規制においても早い段階から重要な技術的論点を整理し審査会合で審議する。</li> <li>審査を通じて得られた知見や経験のうち審査基準等に反映すべきものを適切に抽出し、基準改正等を行うよう取り組む。</li> <li>審査の状況を把握した上で、厳正かつ適切に検査を実施する。</li> </ul>	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○新規基準適合性審査に係る被規制者からの申請(特定重大事故等対応施設に係る申請を含む。)について、厳正かつ適切に審査を実施する。 ○審査の進捗や被規制者の対応状況等を踏まえ、必要に応じて適時に審査体制を見直す。 ○工事計画等の後段規制においても早い段階から重要な技術的論点を整理し審査会合で審議するなど、効果的かつ効率的に審査を進める。 ○基準の明確化等の観点から、審査を通じて得られた知見や経験のうち審査基準等に反映すべきものが適切に抽出されるよう審査官における活発な議論を行うとともに関係部署との連携等を推進する。 ○新規基準適合性に係る検査については、審査部門との連携を図り、認可された工事計画に従って行われていること等を厳正かつ適切に実施する。								
7	実用発電用原子炉に係る保安検査等の実施【PDCA管理番号:Ⅱ.2.2.①】	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令に基づき厳正かつ適切に審査、検査及び安全性確認を実施する。</li> <li>施設の状態を踏まえた保安検査等を実施する。</li> <li>被規制者の保安活動に問題等が確認された場合、原子力安全への影響の程度等を踏まえて注意、指導等の対応を実施する。</li> </ul>	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○廃止措置計画認可申請も含め新規基準適合性審査以外の審査、検査及び安全性確認についても連携を図りながら、適切に実施していく。 ○施設の状態を踏まえ、保安検査等を適切に実施し、被規制者の保安規定の遵守状況を確認するとともに、必要に応じて注意、指導等を行う。 ○その際、リスクを考慮して検査対象を選定するなど原子力安全の影響の程度等を踏まえたグレーデッドアプローチの考え方を浸透させ、新検査制度の運用を見据え、現行の検査制度において実施可能な事項については、検査制度の検討の進捗に合わせて随時取り入れていく。								
8	核燃料施設等に係る新規基準適合性審査・検査の実施【PDCA管理番号:Ⅱ.2.3.①】	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設のリスクの大きさを考慮したグレーデッドアプローチを適用し厳正かつ適切に審査、検査等を実施する。</li> <li>施設ごとの立地特性を踏まえた審査を実施する。</li> </ul>	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○新規基準の適合性審査に関し、既に申請された施設や、今後新たに申請される核燃料施設等について、申請者における作業進捗を確認しつつ、施設のリスクの大きさを考慮したグレーデッドアプローチを適用し、厳正かつ適切に審査、検査等を実施する。								
9	核燃料施設等に係る保安検査等の実施【PDCA管理番号:Ⅱ.2.4.①】	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令に基づき厳正かつ適切に審査、検査及び安全性確認を実施する。</li> <li>施設の状態を踏まえた保安検査等を実施する。</li> <li>被規制者の保安活動等に問題等が確認された場合、原子力安全への影響の程度等を踏まえて注意、指導等の対応を実施する。</li> <li>高速増殖炉もんじゅ及び東海再処理施設について、廃止措置の状況を踏まえた保安検査等を実施する。</li> </ul>	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○新規基準適合性審査以外の審査、検査及び安全性確認についても前年度の是正処置を踏まえ遅滞なく適切に実施していく。また、廃止措置計画認可申請が行われた場合は施設や申請の特徴を踏まえつつリスクに応じた審査、検査を適切に行うとともに、適正期間に処分等を行う。 ○保安検査等を適切に実施し、被規制者の保安規定等の遵守状況を確認するとともに、必要に応じて注意、指導等を行う。また保安検査等の実施に当たっては、リスクを考慮して検査対象を選定するなど原子力安全の影響の程度等を踏まえたグレーデッドアプローチの考え方を浸透させ、新検査制度の運用を見据え、現行の検査制度において実施可能な事項については、検査制度の検討の進捗に合わせて随時取り入れていく。 ○特に、高速増殖炉もんじゅ及び東海再処理施設については、廃止措置の状況を踏まえ、施設の老朽化を踏まえた維持管理すべき機器等の保守管理が行われ、廃止措置作業が適切に行われているか確認する。								
10	原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認【PDCA管理番号:Ⅱ.2.5.①】	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立した立場で平成29年度第63回原子力規制委員会(平成30年1月31日)資料1-2に沿った評価を行う。</li> <li>検討状況等について必要に応じて原子力規制委員会に報告し、対処方針を諮る。</li> </ul>	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○原子力施設で発生したトラブルに対し、被規制者が行う原因究明と再発防止策の適切性について、規制当局として独立した立場で確認するとともに、その評価においては、潜在的な安全上の影響も考慮し、原子力安全上の対応措置等の教訓に関する考察を加えるなど、平成29年度第63回原子力規制委員会(平成30年1月31日)資料1-2に沿った評価を行っていく。その際、最終報告までに時間を要する事案については、原子力規制委員会に対処方針を諮るなど、透明性をもって進捗するよう対応する。								

11	実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査の実施 【PDCA管理番号: II.2.6.①】	・ 運転期間の満了時期を念頭に置きつつ、厳正かつ適切に審査を実施する。	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○被規制者からの運転期間延長認可の申請について、厳正かつ適切に審査を実施する。
12	実用発電用原子炉の高経年化対策制度に係る審査の実施 【PDCA管理番号: II.2.6.②】	・ 厳正かつ適切に審査を実施する。	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○被規制者からの高経年化技術評価等に係る保安規定変更認可申請について、厳正かつ適切に審査を実施する。
13	原子炉の停止等に係る判断目安の検討 【PDCA管理番号: II.2.7.①】	・ 原子炉火山部会における検討を進めるために必要なデータ収集等が計画的に行われ、十分なデータ収集等をする。 ・ 原子炉火山部会における検討を計画的に進め、原子炉の停止等に係る判断の目安の策定に向けた検討が十分に済み、一定の見解が取りまとめる。	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○火山活動に係る原子炉の停止等に係る判断の目安について、計画的に必要なデータを収集すること等により、原子炉火山部会において検討を進め、一定の見解を取りまとめる。
14	原子炉設置者によるモニタリング結果に関する評価 【PDCA管理番号: II.2.7.②】	モニタリングを実施している原子炉設置者からの報告を適切に評価する。	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○原子炉設置者によるモニタリング結果について、評価を行う。
15	震源を特定せず策定する地震動に関する検討 【PDCA管理番号: II.2.8.①】	・ 検討チームにおける検討に必要なデータを収集し、適切な分析をする。 ・ 検討チームにおける検討が進み、一定の検討結果を取りまとめる。	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○震源を特定せず策定する地震動について、必要なデータを収集・分析し、検討チームにおいて検討を進め、一定の見解を取りまとめる。
16	高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に係る対応 【PDCA管理番号: II.2.9.①】	監視チーム会合の実施、廃止措置計画の審査等を適時適切に実施する。	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置が安全かつ着実に進むよう、廃止措置計画を厳正に審査するとともに、監視チーム会合等を順次実施する。
17	東海再処理施設の廃止措置に係る対応 【PDCA管理番号: II.2.10.①】	廃止措置計画の審査等を適時適切に実施する。	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○東海再処理施設の廃止措置が安全かつ着実に進むよう、廃止措置計画を厳正に審査するとともに、廃止措置の審査基準の改定等を適時適切に実施する。また、当該施設の廃止に向けた取組について、その対応状況を確認するとともに機構の廃棄物処理・処分への取組を監視チームで適切に確認していく。
18	新規基準適合性審査の結果等の丁寧な説明 【PDCA管理番号: II.2.11.①】	・ 説明用資料の作成や説明に際し、原子力に精通していない方にも理解していただけるよう工夫を凝らす(例:略語を使用しない、背景・経緯等を説明する等)。	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○新規基準適合性審査の結果等について、立地自治体等の要請を踏まえて、丁寧に分かりやすく説明を行う。
19	安全性向上評価に関するガイドの充実と制度の適切な実施 【PDCA管理番号: II.2.12.①】	・ 被規制者からの届出について適切に確認し、改善に向けた議論をする。 ・ 技術基盤グループで検討を進めている再処理及び加工施設のリスク評価手法の例をフォローしつつ、運用ガイドの見直しに向けた検討を行う。	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○被規制者からの安全性向上評価届出について、平成29年度第59回原子力規制委員会(平成30年1月17日)で了承された安全性向上評価届出に係る改善事項を踏まえた被規制者の対応状況について確認を行う。 ○「加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド」の充実のため、確率的リスク評価手法の技術的知見を収集する。
20	原子力安全と核セキュリティの両立のための効率的な連携 【PDCA管理番号: II.3.1.①】	・ 信頼性確認のための制度について、運用方針を定め、その方針に沿って適切に運用する。 ・ 防護措置及び保障措置活動による原子力安全への悪影響を防止するための措置の導入に向けた十分な検討を行う。	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○特定核燃料物質の防護等に関する秘密を取り扱う者に対する信頼性確認のための制度について、原子力規制部内での運用方針を定める。 ○防護措置及び保障措置による原子力安全への悪影響を防止するための措置について検討する。
21	放射線障害防止法に係る制度整備の促進 【PDCA管理番号: II.4.1.①】	・ 4条改正に関し、施行及びIRRSの指摘を踏まえた取組を円滑かつ着実に実施するとともに、RI施設の危険時における被ばく傷病者対応のマニュアル作成等、オフサイト対応機関との連携について関係機関と調整をする。 ・ 5条改正に関し、関係規則等の公布及び施行(平成31年9月予定)に向けて防護管理者講習の実施やガイドラインの作成等必要な準備をする。 ・ 眼の水晶体の新たな等価線量限度、モニタリングの品質保証の規制への取り入れ、また、クリアランスにおける濃度確認方法の検討、取り入れる。 ・ 規制要求において、グレーデッドアプローチを適用し、適切な規制が講じられる。 ・ セーフティとセキュリティの規制業務において、円滑な情報共有や連携した取組を行う。また、検査官等の人材育成に適切に取り組む。	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○改正法第4条関係法令の施行を踏まえ、事業者への周知、説明を引き続き実施するとともに、RI施設の危険時における被ばく傷病者対応のマニュアル作成等、オフサイト対応機関との連携について関係機関と調整を実施する。 ○改正法第5条関係法令の公布に向けて、関係規則等の改正を含めた詳細な制度運用の検討を行うとともに、公布後は施行(平成31年9月予定)に向けて防護管理者講習の実施やガイドラインの作成等必要な準備を実施する。 ○眼の水晶体の新たな等価線量限度の取り入れを行うとともに、モニタリングの品質保証の規制への取り入れについて検討を行う。また、クリアランスにおける濃度確認方法の検討等、制度の運用に向けた調査・検討を進める。 ○法改正を踏まえた規制制度の検討及び運用において、グレーデッドアプローチを適用し、適切な規制を実施する。 ○改正法第5条改正により放射線障害防止法に新たに防護措置の規制が加わることを踏まえ、セーフティに係る規制とセキュリティに係る規制が業務運営において連携できるよう、事務体制の構築や人材育成を図る。
22	放射線障害防止法に基づく審査及び立入検査 【PDCA管理番号: II.5.1.①】	・ 審査及び立入検査について、審査・検査ガイドライン等を作成する。また、審査及び立入検査を、事業者のリスクに応じて厳正かつ適切に実施する。 ・ 事業者等への立入検査等を通じて、放射線検査官の力量向上を図る。 ・ 登録認証機関等への立入検査を厳正かつ適切に実施する。	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○国内に約8,000ある放射性同位元素等取扱事業所等から提出される申請等について、放射線障害防止法に基づく審査を厳正かつ適切に行うとともに、年間約250件の立入検査を厳正かつ適切に行う。 ○平成29年度に立入検査を実施していない全体(17機関)の半数程度の登録認証機関等への立入検査を厳正かつ適切に行う。 ○審査及び立入検査を円滑に実施するため、審査・検査ガイドを作成するとともに、放射線検査官の力量向上を図る。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度			
(1) 試験研究炉等の原子力の安全規制 (平成23年度) (再掲)	150 (65)	81 (32)	46 (25)	30	8.9	本事業は、原子炉等規制法に基づき、核燃料施設に係る審査及び検査を実施するとともに、原子炉主任技術者試験を実施するものである。具体的には、施設設置の許可、設計及び工事の方法の認可等の安全審査に加え、使用前検査、施設定期検査、保安検査等の法定検査を通じて当該施設の安全を確認するものである。	001
(2) 放射線同位元素使用施設等の規制に必要な経費 (昭和33年度)	221 (144)	216 (201)	95 (85)	119	21.22	放射線障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射線障害防止法に基づく安全規制等を着実に実施する。具体的には、放射性同位元素等の使用等の許認可等を行うにあたり、透明性の高い審査、計画的かつ効果的な事業者等への立入検査、適切な特定放射性同位元素の受入れ等の報告確認を行うこと等により、放射性同位元素等の使用等による放射線障害を防止する。平成29年度は、放射線障害防止に係る規制を最新・最善のものにするための公募型委託事業を新設するとともに、改正放射線障害防止法の施行に向けた関係法令の整備を進める。	007
(3) 放射線安全規制研究戦略的推進事業 (平成29年度)	-	-	300 (235)	353	21.22	放射線安全規制研究戦略的推進事業は、放射線障害防止に係る規制等を最新・最善のものにするため、年度毎に原子力規制委員会が示す重点テーマに基づいて、研究機関等からの提案を踏まえつつ、規制等の改善に資する知見を継続的に創出する事業である。本事業では、規制等の基盤となる知見の創出に向けた領域、規制等の整備・運用に資する知見の創出に向けた領域、科学的根拠に基づく合理的な安全管理の実現に向けた領域、原子力災害等における公衆や災害対応者等の防護の実践力向上のための領域、国際的な最新知見の収集・展開に係る横断的領域の調査研究を推進するとともに、規制等の改善活動を支える関係研究機関によるネットワークの構築を推進する。	008
(4) 原子力発電施設等従事者追跡健康調査事業 (平成29年度)	206 (198)	176 (171)	170 (170)	170	-	原子力発電施設等の現在及び元放射線業務従事者を対象に、低線量放射線の被ばく線量と健康影響の関係について疫学調査を行う。これまでの25年間の調査では、一部のガンにおいて被ばく線量と死亡率の相関がみられたものの、喫煙などの生活習慣や社会経済状態など(交絡因子)が結果を歪めており、放射線の影響が純粋に反映されていない可能性があることが示唆された。このため、放射線による健康影響をより直接的に評価するために、交絡因子に影響されにくい新たな集団の設計を行う必要性が認識された。そのため、交絡因子の情報を調査した上で、ガン死亡情報に加えて死亡に直接結びつかないがんの罹患状況までを調査し、より精度の高い調査のための集団設計を行い、同集団に基づく関連情報の集計作業を行うこととする。本調査により得られた結果は、公開で開催する報告会等において積極的に発信して行く。	009
(5) 発電炉運転管理分野(検査・運転管理)の規制高度化事業 (平成23年度)	55 (30)	63 (34)	73 (39)	36	4	本事業においては、法令改正による検査制度の運用改善、検査制度への品質保証の取り入れ拡大等の保安に係る検査の有効性向上の検討、検査制度の運用を効率化させるシステムの整備を行う。また、保安活動総合評価等の運用改善のための調査分析及び評価手法の拡充等を行う。さらに、発電用原子炉施設の施設定期検査に用いられる非破壊検査手法の欠陥検出・寸法測定性能を検証し、民間規格の技術評価及び事業者が実施する非破壊検査結果の妥当性を判断するために必要な知見を蓄積する。また、国際会議への参加等により国際的な検査の最新知見を収集することで、検査の有効性の向上や検査制度の運用改善の継続的な検討に資する。	010
(6) 検査制度等調査事業 (平成30年度)	-	-	-	22	4	米国NRCの検査報告書を調査し、記載されている指摘事項(NRC検査報告書における“finding”及び“observation”を指す。)に係る情報を収集する。公開されている文献調査だけでは入手出来ない情報については、可能な範囲で米国NRC職員又は当該許認可取得者等への聞き取り等を行い収集した情報について、検査手順書(IP)及び検査の対象となる分野毎に検査項目との対応関係も含めて整理を行い、整理票を作成する。また、整理した指摘事項について傾向(どのような内容の指摘が多いか、その指摘に係る検査での着眼点、重要度評価の評価フローにおける各分岐箇所での具体的な判断レベル、論点となっている事項等)を分析する。特に重要と思われる指摘事項については、指摘事項に対する許認可取得者の対応及びその対応についてのNRC検査官の対応に関して、その一連の流れの概要及び対応理由についても調査を行う。	新30-0001
施策の予算額・執行額	632 (437)	536 (438)	684 (554)	708		施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) 原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2018	

作成責任者名 (※記入は任意)	村田 真一 事故対処室長、佐藤 暁 放射線防護企画課長、児嶋 洋平 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、西田 亮三 安全規制管理(放射線規制担当)、市村 知也 原子力規制企画課長、小野 祐二 安全規制管理官(実用炉審査担当)、宮本 久 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、青木 一哉 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、大浅田 薫 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、金子 修一 検査監督総括課長、古金谷 敏之 安全規制管理官(実用炉監視担当)、金城 慎司 安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、門野 利之 安全規制管理官(専門検査担当)
--------------------	---

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(原子力規制委員会30-③)

施策名		Ⅲ. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等				担当部局名		長官官房 原子力規制部			
施策の概要		東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。				政策体系上の位置付け		原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること			
達成すべき目標		1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視 2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 3. 放射線モニタリングの実施				目標設定の考え方・根拠		原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2018	政策評価実施予定時期 平成31年8月		
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1	中期的リスクの低減目標マップのうち、当該年度までに完了した項目数【PDCA管理番号:Ⅲ.1.1.①】	-	-	100%	平成30年度	-	-	-	-	28	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ円滑に進むには、中期的リスクの低減目標マップに示された項目が、遅延なく達成されることが望ましいため。
2	実施計画の変更認可申請について、申請から一年以上経過している案件の数(各年度末時点)【PDCA管理番号:Ⅲ.1.1.①】	-	-	0件	平成30年度	-	-	-	-	0件	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ円滑に進むには、実施計画の変更申請に対する審査を、滞りなく進めることが重要なため。
3	事故の分析に係る情報発信等の取組【PDCA管理番号:Ⅲ.2.1.②】	-	-	3	平成30年度	-	-	-	-	2	国際機関のプロジェクトへの参画を通じて事故の分析に係る調査研究活動を実施しており、その成果を会議への参加等により関係各国へ情報発信することが望ましいため。
測定指標		目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
4	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視【PDCA管理番号:Ⅲ.1.1.①】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、遅延なく進められるよう監視・指導する。</li> <li>・実施計画の変更認可申請に対する審査及び認可を円滑に進める。</li> <li>・試行的な審査ガイドを作る。</li> <li>・審査の状況を把握した上で、厳正かつ適切に検査する。</li> </ul>		平成30年度		上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成30年度3月版)に示された一つひとつの目標が早期に達成されるよう規制当局として取り組むとともに、これまでの進捗を踏まえつつ、特定されたリスクを重点的に、東京電力に実施を求め、その状況を監視する。 ○実施計画の変更認可申請に対する審査を行い、認可した実施計画に従って工事の実施や保安のために必要な措置が適切に実施されていることを厳正かつ適切に確認する。 ○審査の観点を整理したガイドを試行的に作成し、審査の円滑化を図る。 ○東京電力福島第一原子力発電所に係る検査については、審査部門との連携を図り、認可した実施計画に従って行われていること等を厳正かつ適切に実施する。					
5	継続的な事故の分析【PDCA管理番号:Ⅲ.2.1.①】	東京電力による調査の進捗状況を適切に確認する。また、事故分析を困難にしている高線量箇所の測定、及び主な放射線源の特定、高線量化している原因の特定を実施する。		平成30年度		上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○東京電力による調査の進捗状況を確認し、必要に応じて現地調査等を実施するとともに、福島第一原子力発電所内の1~4号機建屋およびその周辺、敷地内全体の高線量箇所の測定、及び主な放射線源の特定、高線量化している原因の特定を行う。なお、その際得られた結果等については国内外を問わずに論文や発表の形で成果を発信していく予定。					
6	事故の分析に係る情報発信等の取組【PDCA管理番号:Ⅲ.2.1.②】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の分析に係る新規のOECD/NEA/CSNIの調査研究活動の設立を主導するとともに、結果等を海外へ情報発信し、国際的な原子力の安全向上に貢献する。</li> </ul>		平成30年度		上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○事故の分析に係る国際的な調査研究活動等に参加し、国際的な原子力の安全向上に貢献する。特に、新規のOECD/NEA/CSNIの調査研究活動の設立を主導するとともに、分析結果等の情報発信をする。					
7	東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングの実施【PDCA管理番号:Ⅲ.3.1.①】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング結果を遅滞なく公表する。</li> <li>・IAEAとの共同モニタリングを実施する。</li> <li>・リアルタイム線量測定システムの再配置が適切に実施する。</li> </ul>		平成30年度		上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して、陸域・海域の放射線モニタリング及び測定結果の分析・評価を着実に実施し、それらの結果を取りまとめて分かりやすく情報提供する。 ○IAEAと共同で海水及び海底土を対象とした試験所間比較分析を実施し、モニタリング結果の国際的な信頼性の向上に努める。 ○福島県内の学校等に設置されているリアルタイム線量測定システムについて、配置の見直しを行う。					

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度				
(1) 燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業(平成26年度)	345 (341)	573 (425)	1112 (765)	881	4	4	廃炉作業において燃料デブリが取り出され保管される間には様々な状況が想定され、燃料デブリ性状や環境(水の量や温度など)の組合せにより臨界に至る条件が大きく変化する。このため、燃料デブリ性状をパラメータとした解析と臨界実験により、臨界リスクを評価するための基礎データベースを整備し、臨界に至る条件を評価する手法の整備を行う。また、既存の臨界実験装置を改造して燃料デブリを模擬した実験を行い、上記データベース及び評価手法の妥当性確認を行う。さらに、上記データベースを用いて燃料デブリが臨界に至るシナリオ及び臨界時の燃料デブリ挙動を評価する手法を整備する。	011
(2) 東京電力福島第一原子力発電所の廃棄物管理に係る規制技術基盤整備事業(平成26年度)	389 (313)	372 (316)	205 (136)	95	4	4	事故プラント廃棄物の発生量、性状等に関する情報を整理し、処分後の長期的な影響及び現行規制への適合性について検討する。また、これまでに放射性廃棄物処分分野の研究で得られた核種の取着特性、人工バリア材の溶解・腐食特性等に関する知見に基づき、事故プラント廃棄物の保管、処理及び処分に係る安全評価手法を整備するための技術的知見を取得するとともに、発電所敷地内の水理・地質構造、建屋等の構造物を考慮した三次元地下水流動モデル及び核種移行モデルを整備する。	012
(3) 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析・評価事業(平成26年度)	30 (9)	20 (13.5)	20 (6)	14	5	5	本事業においては、中間報告書で取り扱っていない技術的な項目について、解析、現地調査等を通じ継続した事故の分析を実施するため、東京電力による調査の進捗状況について確認するとともに必要に応じて現地調査を実施する。	013
(4) 環境放射能水準調査等事業(昭和50年度)	1,759 (1,660)	1,706 (1,550)	1,767 (1,752)	1783	7	7	47都道府県における環境放射能調査及び47都道府県において実施困難な高度かつ専門的な分析及び分析結果の収集を実施する。	014
(5) 海洋環境放射能総合評価事業(昭和58年度)	1,029 (818)	978 (808)	832 (798)	799	7	7	原子力施設沖合に位置する主要漁場等において採取した海産生物、海底土及び海水試料を分析し、これらの結果について専門家による検討を行う。また、本業務の成果等を簡潔に取りまとめた資料を作成し、関係機関・団体等へ説明を行う。	015
(5) 避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業(平成25年度)	79 (65)	147 (104)	123 (113)	116	7	7	今後避難指示区域等の解除に伴う住民の帰還に向けて、住民の安全確保のため、次の内容を実施する。 ①市町村の要望を十分に踏まえきめ細かな放射線モニタリングを実施するとともに、住民の行動パターンを把握し、生活圏内におけるモニタリングを実施する。 ②①で得られた結果と原子力規制庁が実施する詳細モニタリング結果を活用した詳細な放射線量マップ等を作成し、住民に提供する。	016
(7) 原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金	924 (924)	800 (800)	800 (800)	800	7	7	福島県が東日本大震災による原子力災害に伴い放出された環境中の放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定を行うための基金の造成に必要な経費に充てるための交付金を交付する。	0163 (復興庁)
(8) 放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費	1,556 (1,352)	1,241 (1,080)	1,298 (1,046)	1,344	7	7	東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所からの影響把握のための環境放射能のモニタリング等を実施する。具体的には、①航空機による空間線量率の広域調査、②放射性物質の分布状況マップの作成等、③閉鎖的海域における放射線モニタリング、④海域における放射性物質の分布状況の調査、⑤東京電力福島第一原子力発電所事故による環境モニタリング等データベースの構築、⑥農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移等の調査、⑦環境モニタリングデータをリアルタイムに公表するためのホームページ充実等を実施する。	0164 (復興庁)
(9) 環境放射線測定等に必要な経費	1,111 (1,027)	1,482 (1,200)	1,108 (909)	1,118	7	7	東京電力福島第一原子力発電所周辺地域の早期環境回復、生活環境への不安解消に定めるため、平成23年度第一次及び第二次補正予算等において福島県を中心に整備したリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト等の点検校正・保守、稼働状況の把握等の維持管理、モニタリングの実施、測定結果の迅速な公表等に努める。	0165 (復興庁)
施策の予算額・執行額	7,222 (6,509)	7,318 (6,297)	7,265 (6,325)	6,949	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2018	

作成責任者名(※記入は任意) 辻原 浩 技術基盤課長、武山 松次 監視情報課長、今井 俊博 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長、宮本 久 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、門野 利之 安全規制管理官(専門検査担当)

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(原子力規制委員会30-④)

施策名		IV. 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築				担当部局名		長官官房 原子力規制部				
施策の概要		最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行い、それらに基づく規制基準の不断の見直しを行う。また、原子力規制人材の確保・育成を行う。				政策体系上の位置付け		原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること				
達成すべき目標		1. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善 2. 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積 3. 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立		目標設定の考え方・根拠		原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2018		政策評価実施予定時期		平成31年8月		
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1	安全研究の成果の反映を含めた規制基準等の策定、見直しを図った件数【PDCA管理番号:IV.1.1.①】	-	-	平成30年度	6件	6件	6件	6件	6件	6件	安全性の追求には終わりはなく、継続的な安全性の向上が重要であり、安全研究によって新たな知見を得るとともに規制基準等の継続的改善に努めていく必要があるため。 測定指標の目標値については、平成29年度の目標値を基に各年度の目標値を設定した。	
2	規制に活用する観点から安全研究等を通じて蓄積された技術的知見をNRA技術報告・論文誌等で公表した件数【PDCA管理番号:IV.2.1.①】	-	-	平成30年度	19件	7件	5件	63件	20件			
3	安全研究を通じて蓄積した知見を個々の審査等に活用した件数【PDCA管理番号:IV.4】	-	-	平成30年度	5件	5件	5件	5件	5件			
					14件	8件	7件	15件				
測定指標		目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
4	規制基準の見直し【PDCA管理番号:IV.1.1.①】	・最新知見等を踏まえ、着実に規制基準等の見直し等の検討を行う。 ・期限内までに実施する。		平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○最新知見及びその重要性・緊急性を勘案し、必要に応じて随時基準等の見直し等の検討を行う。 ○使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスクによる発電所内貯蔵に関する基準の見直しに関して、第1 四半期に必要な規則等・ガイドの改定等を行う。 ○安全文化に係るガイド及び原因分析に係るガイドについて、新品質管理基準規則の検討状況及び検査制度の見直しに関する試運用のスケジュールを踏まえ、上期末を目途にガイドに記載すべき事項の取りまとめを行う。 ○随時の見直し等の対象とならなかった基準等についても、「規制基準等の見直しに係る課題と対応について」(平成28 年11 月22 日原子力規制委員会資料3)に基づき、新規規制基準適合性審査の経験等も踏まえつつ、各基準等の見直しの要否等を整理し、年度内を目途に見直し計画を策定する。							
5	民間規格の活用【PDCA管理番号:IV.1.1.②】	・期限内までに実施する。		平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○民間規格の活用の在り方について、学協会との意見交換も踏まえ、第1 四半期を目途に課題・論点を整理し、原子力規制委員会において検討を諮り、その結果に基づき技術評価の計画の見直しを行う。 ○また、維持規格の技術評価について、第2 四半期を目途に技術評価書の策定、技術基準規則解釈の改正等を行う。							
6	廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討【PDCA管理番号:IV.1.2.①】	・期限内までに実施する。		平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○中深度処分及び浅地中処分について、規制基準等の骨子案についてとりまとめた後、規制基準等を年内に策定する。 ○IRRSIにおける課題である原子力施設の廃止措置後のサイト解放の基準案について、年内を目途に取りまとめる。							
7	安全研究の積極的な実施【PDCA管理番号:IV.2.1.①】	・実施方針等に基づいた安全研究を実施する。 ・安全研究の成果を速やかに取りまとめを行い公表する。		平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」(平成28 年7 月6 日原子力規制委員会)及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(平成30 年度以降の安全研究に向けて)」(平成29 年7 月5 日原子力規制委員会)(以下、「実施方針等」という)に基づき安全研究を実施する。その際、安全研究に係る予算の適切な執行管理を行う。また、得られた成果については速やかに取りまとめを行い公表する。							
8	安全研究の評価及び方針の策定【PDCA管理番号:IV.2.1.②】	・期限内までに実施する。		平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○安全研究プロジェクトに関し、評価のあり方を検討の上、7 月を目途に事後評価等を実施する。また、平成31 年度以降の安全研究について、8 月を目途に「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(平成31 年度以降の安全研究に向けて)」を策定する。 ○前及び中間評価については10 月を目途に、年次評価についてマネジメントシステムの中で年度末までにそれぞれ実施し、その結果を研究内容等に反映させる。							
9	共同研究プロジェクト活動への参画【PDCA管理番号:IV.2.1.③】	・積極的に人材交流を行うとともに、共同研究を進める。 ・二国間又は多国間の研究に関する国際活動に協力して参画を行う。		平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○構築した日本原子力研究開発機構安全研究センターと相互の人材交流の枠組みを活用し引き続き人材交流を行うとともに、共同研究を推進する。また、二国間又は多国間の研究に関する国際活動に協力して参画する。							
10	国内外のトラブル情報に係る収集・分析【PDCA管理番号:IV.2.2.①】	・国内外の事故・トラブル情報の収集の際、積極的に国際的枠組みや二国間の枠組みを用いる。 ・技術情報検討会、両審査会を定期的に開催する。その上で両審査会から受けた助言を含め原子力規制委員会に報告する。		平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を収集・分析・スクリーニングするとともに、技術情報検討会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を定期的に開催し、スクリーニング結果の妥当性の検討を行った上で、その結果を原子力規制委員会に報告する。							
11	収集・分析した情報の規制制度への反映等【PDCA管理番号:IV.2.2.②】	・規制制度への反映が必要とされた事項については、関係部署とともに計画的に適切に対応する。		平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○スクリーニングや審査を通じて抽出され規制制度への反映が必要とされた事項について、原子力規制部内及び技術基盤課との連携を図りつつ、適切に基準化・制度化の作業を進める。							



12	実務経験者に関する人材の確保 【PDCA管理番号:IV.3.1.①】	<ul style="list-style-type: none"> <li>採用計画に基づき、必要とする分野の人材を確保する。</li> <li>平成30年度増員分相当の22名程度の採用者数を確保する。</li> </ul>	平成30年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○安全審査・検査、原子力防災、安全研究等に係る体制強化のために優れた知識や技術を有する民間等の実務経験者の採用を計画的に実施する。特に、平成30年度に増員となった定員分について、年度中に充足するように職員の採用を進める。</p>
13	新規採用者に関する人材の確保 【PDCA管理番号:IV.3.1.②】	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募者を増やす取組を行い、多様な専門分野から20名程度の採用者数を確保する。</li> <li>国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を30%以上にする。</li> </ul>	平成30年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○原子力規制庁独自の採用試験を有効活用しつつ、今後の活躍が期待できる若手職員を採用する。これら若手職員の採用に当たっては、第4次男女共同参画基本計画に定める目標を踏まえ、女性職員を積極的に採用する。</p>
14	原子力規制人材育成事業に関する取組 【PDCA管理番号:IV.3.1.③】	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的・効果的な事業を推進するため、審査評価委員会での委員意見を事業に反映する。</li> <li>事業者を集めた意見交換会を開催し、事業実施状況の共有や、意見交換などを行い事業の効果的な運用に資する。</li> </ul>	平成30年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○原子力規制・原子力安全を担う人材を確保・育成するため、原子力規制人材育成事業を平成30年度も継続して実施する。</p>
15	新検査制度等に対応する資格制度及び教育・訓練体制の整備 【PDCA管理番号:IV.3.2.①】	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存検査官について新検査制度に係る教育訓練により適切に育成する。</li> <li>平成30年4月の新資格課程により訓練生を適切に育成する。また、カリキュラムや運用が効果的なものとする。</li> <li>中級・上級の資格課程の制度設計を行い、一部の課程について開始する。</li> <li>整理した研修の有効性評価を適切に評価、改善できるものにする。</li> <li>計測機器類の作動原理等を体得する研修を開発する。</li> <li>原子力安全研修所の稼働率を70%以上にする。</li> </ul>	平成30年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○新資格制度について、資格付与に係る事務を着実に実施するとともに、4月からの新資格課程を開始する。また、有資格者向けの課程の充実を図る。</p> <p>○研修・訓練の有効性を体系的に適切に評価する方策を整理し、指標も活用し研修・訓練の効果を測定するとともに、その結果を用いて評価・改善につなげていく。</p> <p>○計測機器類の作動原理等を体得する研修を開発し、原子力安全研修所なども活用し、知識・技能の向上を図る。</p>
16	力量管理の運用と研修内容の充実(研修体系の整備) 【PDCA管理番号:IV.3.3.①】	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査制度設計中のものを除き任用資格の標準キャリアマップを整備する。</li> <li>検査官等以外の力量管理の試行運用により力量管理の運用及び標準キャリアマップ改善を図る。</li> <li>改修した研修・力量管理システムが新資格課程の運用に有効なものとする。</li> </ul>	平成30年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○現行の検査官等に係る業務の標準キャリアマップについて、順次必要な改修を行って新資格制度に対応するよう整備する。</p> <p>○引き続き、検査官等以外の力量管理の試行運用を継続し、力量管理の運用及び標準キャリアマップ改善を図っていく。</p> <p>○研修・力量管理システムについて新資格課程とリンクしたものとするようシステム改修を行う。</p>
17	知識伝承・知識管理の推進 【PDCA管理番号:IV.3.4.①】	<ul style="list-style-type: none"> <li>知識管理のPDCAサイクルが有効に機能し、知識の伝承・共有を進める。</li> <li>知識ポータルを庁内知識管理活動において有効に活用する。</li> </ul>	平成30年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○引き続きセミナーの開催などを通じて行政経験の伝承を行うとともに、原子力規制委員会が保有する行政や技術に関する知識の伝承及び管理を進める。</p> <p>○平成29年度から開始した各課室における知識管理に係る年度計画の実績評価の実施プロセスを進め、課題・改善事項等を整理し、各課室の取組への反映について検討する。</p> <p>○知識管理の支援ITツールである知識ポータルの普及や活性化を図る対応をする。</p>

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度				
(1) 燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業(平成26年度)(再掲)	345 (341)	573 (425)	1112 (765)	881	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	廃炉作業において燃料デブリが取り出され保管される間には様々な状況が想定され、燃料デブリ性状や環境(水の量や温度など)の組合せにより臨界に至る条件が大きく変化する。このため、燃料デブリ性状をパラメータとした解析と臨界実験により、臨界リスクを評価するための基礎データベースを整備し、臨界に至る条件を評価する手法の整備を行う。また、既存の臨界実験装置を改造して燃料デブリを模擬した実験を行い、上記データベース及び評価手法の妥当性確認を行う。さらに、上記データベースを用いて燃料デブリが臨界に至るシナリオ及び臨界時の燃料デブリ挙動を評価する手法を整備する。	011	
(2) 東京電力福島第一原子力発電所の廃棄物管理に係る規制技術基盤整備事業(平成26年度)(再掲)	389 (313)	372 (316)	205 (136)	95	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	事故プラント廃棄物の発生量、性状等に関する情報を整理し、処分後の長期的な影響及び現行規制への適合性について検討する。また、これまでに放射性廃棄物処分分野の研究で得られた核種の取着特性、人工バリア材の溶解・腐食特性等に関する知見に基づき、事故プラント廃棄物の保管、処理及び処分に係る安全評価手法を整備するための技術的知見を取得するとともに、発電所敷地内の水理・地質構造、建屋等の構造物を考慮した三次元地下水流動モデル及び核種移行モデルを整備する。	012	
(3) バックエンド分野の規制高度化研究事業(平成23年度)	246 (171)	109 (76)	275 (266)	346	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	第二種廃棄物埋設に関する規制基準のうち、浅地中トレンチ・ピット処分に関して、技術基準の性能規定化等の改正に向けた技術的知見の整理を行う。一方、中深度処分及び研究施設等廃棄物処分においては、安全確保の論点の整理や、規制基準等の整備に向けた技術的知見の整理に加え、適合性審査に向けた技術的知見の整理を行う。第一種廃棄物埋設では、安全確保の基本的考え方を整備するため、立地に係る技術的要件の整理を行う。さらに、原子力発電所等の廃止措置終了確認に必要な技術的根拠を整備するとともに、新規クリアランス対象物に対するクリアランスレベルの検討及び認可・確認に関する技術的根拠を整備し、適切な制度運用に資する。	017	
(4) 放射性物質の輸送・貯蔵に係る安全規制の高度化事業(平成23年度)	114 (92)	95 (78)	86 (60)	100	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	使用済燃料等の貯蔵・輸送について、輸送物及び貯蔵施設の審査並びに設計及び工事の計画の認可等に必要となる技術基準等の整備のため、規制動向調査等を行うとともに、中間貯蔵施設の自然環境下における影響評価に係る試験等を実施する。さらに、輸送については、国際輸送規則の改訂検討及び国内の運搬に関する技術上の基準に係る細目等の告示で取り入れている放射性核種の基礎的数値の検討を行い規制の高度化に係る知見を取得する。また、最新の知見や技術に対応できるように熱解析及び遮蔽解析評価手法の整備及び検証解析を行う。	018	
(5) 原子力検査官等研修事業(平成24年度)	158 (113)	147 (128)	210 (113)	388	15,16	原子力検査官を含む規制委員会職員の育成のための研修カリキュラムや研修教材の開発・整備、高度な専門性を有する人材の育成に係る調査等を行うとともに、原子力施設の主要機器模型等を活用した実践的な訓練を実施し、原子力検査官等の専門能力や規制業務の専門性を高め、原子力の安全確保に貢献する。また、国が整備した訓練施設の運営及び設備の維持管理業務等、訓練実施環境の整備を行う。 ※平成30年度より、平成29年度事業「原子力保安検査官等訓練設備整備事業」と「原子力安全研修事業」を統合。	019, 020	
(6) 軽水炉照射材料健全性評価研究事業(平成24年度)	860 (841)	991 (911)	744 (732)	592	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	原子力発電所の経年劣化事象のうち、原子炉圧力容器の中性子照射脆化に着目し、破壊靱性(破壊に対する抵抗力)が低下した原子炉圧力容器鋼材の健全性評価に関するデータを実際に中性子照射を受けた材料の破壊靱性試験等により取得・整備する。得られた成果は運転期間延長に係る劣化状況評価及び高経年化技術評価の妥当性確認並びに民間規格の技術評価に活用する。	021	
(7) 燃料等安全高度化対策事業(平成24年度)	658 (557)	625 (623)	852 (477)	-	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	今後の導入が予定されている改良型燃料に対して試験等を実施し、反応度事故時及び冷却材喪失事故時の燃料挙動、並びに、高燃焼度で顕著となる被覆管の照射成長に関するデータを整備する。反応度事故時の燃料挙動については、発電炉で使用された燃料棒から試験燃料棒を作製し、反応度事故を模擬できる試験炉にて試験を実施する。また、あわせて反応度事故時燃料挙動の解析を実施する。冷却材喪失事故時の燃料挙動については、発電炉で使用された燃料棒から被覆管を採取して試験用試料を作製し、冷却材喪失事故模擬試験を実施する。これらの模擬試験の前には試験燃料棒及び試験用試料の照射後試験を行い、事故時燃料挙動に関する詳細データを取得する。被覆管照射成長については、被覆管から調製した試験片を対象に試験炉にて照射試験を行い、試験片の長さ及び重量の変化を測定する。	022	
(8) 高経年化技術評価高度化事業(平成24年度)	786 (668)	662 (589)	411 (367)	376	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	運転期間延長認可制度及び高経年化対策制度に基づく審査に必要な技術的判断根拠の整備・拡充のための研究として、長期間使用された電気・計装設備(原子炉格納容器電線貫通部等)について重大事故環境条件下における健全性評価手法の検討を行うとともに、コンクリート構造物の強度低下に及ぼす放射線(ガンマ線及び中性子線)及びアルカリ骨材反応の影響に係る健全性評価に関する検討を行う。また、国内外の原子力発電所の経年劣化に関する運転経験や研究成果等の情報を調査する。	023	
(9) 原子力施設における地質構造等に関する調査・研究事業(平成25年度)	1,564 (1,541)	1,203 (1,201)	725 (713)	251	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	本事業では、国内外における断層等の活動性評価手法の調査・研究結果等を広く収集・整理し、評価手法の有効性確認のための調査・分析に関する方針を策定する。さらに、断層等の活動性評価に必要な地質・地質構造に関するデータを取得するとともに、断層等の評価手法に関する適用条件・課題等を整理し、上載地層法以外の方法による断層等の活動性判定手法を整備する。	024	
(10) 燃料設計審査分野の規制研究事業(平成26年度)	716 (364)	598 (460)	607 (508)	1153	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	改良型燃料の導入や、現行燃料基準の策定時には観察されていなかった挙動に関する最新知見に対応し、燃焼が進んだ燃料における水素吸収による燃料被覆管の亀裂進展や冷却材喪失事故条件下での燃料ベレットの微細化・放出等の燃料破損挙動を調べ、燃焼が進んだ改良型燃料等の通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時の基準等の見直し及び審査時の技術的判断根拠に資する技術知見を取得する。	025	
(11) 原子力施設における外部事象等に係る安全規制研究事業(平成23年度)	1,906 (1,506)	1,905 (1,555)	1,931 (1,603)	1784	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	新規基準の施行を踏まえ、原子力発電所の新規基準適合性に関する審査(設置許可、工事計画認可、安全性向上評価の妥当性確認等)への新知見の反映及び耐震・耐津波等に関連する基準類(評価ガイド、審査ガイド等)の継続的な整備・反映に資するため、地震・津波等の外部事象の規模や頻度等の評価と、それらの外部事象の影響を受ける建屋・機器等の応答や耐力の評価、及びこれらを総合的に評価する手法等の整備に係る研究事業を実施する。	026	
(12) 核燃料サイクル分野の規制高度化研究事業(平成23年度)	277 (265)	224 (185)	186 (130)	230	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	加工施設及び再処理施設における将来的な安全性に係る評価に関して、リスク評価手法及びデータの整備・高度化を行う。また、再処理事業者が実施する商用再処理施設の安全性に及ぼす経年変化の評価及びその結果に基づいて策定した長期保全対策の内容を確認するために、科学的合理性を有する技術的知見を整備する必要がある。このため、腐食、応力腐食割れ及び水素ぜい化割れに関する試験を行い、判断根拠となる技術データ(経年変化メカニズム、加速因子、腐食進展傾向等)を取得する。	027	
(13) 発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究事業(平成25年度)	1,051 (826)	1,443 (1,340)	1410 (1269)	1556	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	今後の安全規制の支援のために、SA対策の有効性評価等に必要となる国際協力試験データ、解析結果等を整備するとともに、海外規制情報等を調査する。また、国内外の施設を用いた実験的知見を整備するとともに、これらのデータを用いた解析評価技術の向上を図り解析的知見を整備する。さらに、これらの知見を踏まえて国産SA解析コードの開発及び評価技術の向上を図る。	028	
(14) 放射性廃棄物の処分・放射性物質の輸送等の規制基準整備事業(平成15年度)	62 (51)	65 (48)	70 (67)	70	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	放射性物質の輸送及び放射性廃棄物処分等に関し、国際原子力機関(IAEA)の輸送安全基準委員会(TRANSSC)及び廃棄物安全基準委員会(WASSC)において行われる基準の策定及び定期的な見直し・改定作業に参画するとともに、輸送等の規制制度に関する関係機関との調整、処分等に関する国内の動向把握を図りつつ、改定された基準を国内規制へ反映するための活動を行う。	029	

(15)	原子炉施設等の規制基準整備事業 (平成23年度)	23 (15)	24 (15)	19 (19)	56	1.2.3.4.5	規制当局が定める技術基準で要求している性能を国内の民間規格が満たしているか評価するとともに、国内外の法令・民間規格の動向を総合的に調査・分析する。また、IAEA安全基準の策定方針等に係る最新動向を調査するとともに、基準策定に係るIAEAの関連委員会に専門家を派遣し、国内知見の提供等を行う。さらに、IAEA安全基準から我が国への反映が望ましい事項を検討する。	030
(16)	技術基盤分野の規制高度化研究事業 (平成23年度)	99 (80)	92 (81)	175 (153)	291	1.2.3. 4.5.6.7.8.9. 10	原子炉施設に「リスク情報」を活用する安全規制分野や具体的な活用方策に関する検討を行うとともに、「リスク情報」を活用するための基盤となる確率論的リスク評価(PRA)について、手法・データの整備・高度化を行う。	031
(17)	発電炉設計審査分野の規制研究事業 (平成23年度)	1,359 (1,135)	2,030 (1,884)	1,757 (1,479)	1,321	1.2.3. 4.5.6.7.8.9. 10	発電用軽水型原子炉の最新知見を反映した設計基準事故及び重大事故等の安全評価手法を用いた妥当性確認を行うための解析コードの開発・改良、熱流動実験による事故時等の現象の把握及び解析を行うとともに、火災時の安全機能への影響を評価する手法及び原子炉格納容器の総合的安全裕度評価手法を整備する。 高速炉に関しては、常陽審査対応の技術的知見の獲得の他、高速実証炉の評価に必要な手法整備等を、その能力があり対応可能な現時点で行い将来への技術の伝承を図る。これにより、適合性審査に必要な技術的基盤を構築するとともに、それらの解析コード及び評価手法を用いた解析により適合性審査に活用できる技術的知見を獲得する。	032
(18)	原子力施設等安全解析事業 (平成23年度)	704 (15)	455 (2)	100 (1)	0	1.2.3. 4.5.6.7.8.9. 10	原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉、核燃料施設、使用済燃料貯蔵施設、核燃料輸送物、放射性廃棄物処分等に関連する施設や設備の安全性を確認するため、事業者が実施する評価や設計等の内容が、設置許可や工事計画認可段階等における審査の基準に照らして適切であるかを適合性審査で判断する必要がある。このため、プラント固有の特性や既往の審査において検討事例の無い事項等について、審査の視点に基づき数値解析等の検討を行い、得られた知見を審査に活用できるよう整理する。	033
(19)	原子力安全情報に係る基盤整備・分析評価事業 (平成23年度)	387 (287)	382 (256)	355 (233)	320	1.10.11	国内外の事故・トラブル情報、規制の動向等の原子力安全に係る情報を収集・整理するとともに、規制への反映の要否等の検討に資するべく分析・評価を行い、その結果を技術情報検討会に付す。また、海外との情報共有を実施するとともに、最新情報を集約した定期的な刊行物の作成を通じて原子力規制庁職員への情報提供を行う。	034
(20)	火山影響評価に係る研究事業 (平成26年度)	257 (239)	539 (496)	607 (587)	447	1.2.3. 4.5.6.7.8.9. 10	本事業は、火山活動の長期評価に関する指標策定と火山モニタリングに関する評価指標策定のための知見を取得するものである。具体的には、火山活動を繰り返す火山の長期評価に関する指標策定のための知見整備として、主要な火山の活動履歴と大規模噴火した火山活動に関する詳細調査(高精度の年代測定、ボーリング調査、岩石学的検討等)を実施する。また、火山モニタリングに関する評価指標策定のための知見整備として、過去に大規模噴火した火山での観測(地球物理学的・地球化学的観測)情報を整理し、前記の詳細調査結果を基に、大規模噴火の準備段階となるマグマ溜まりと地殻変動の関係を推定する数値シミュレーション手法について検討を実施する。	035
(21)	原子力規制高度化研究拠出金 (平成26年度)	303 (262)	299 (210)	235 (215)	228	1.2.3. 4.5.6.7.8.9. 10	各国との共通技術課題について、以下の国際共同研究事業を実施して、その知見を原子力規制委員会が実施する安全研究に活用する。 ・異常な過渡変化及び事故を模擬した燃料の照射試験・照射後試験を実施し、破損挙動等に係る知見を取得する。 ・シビアアクシデント時の水素挙動、核分裂生成物挙動等に係る実験的・解析的知見を取得する。 ・事故時の熱流動現象に係る実験的・解析的知見及び事故時熱流動解析コードに係る知見を取得する。 ・火災防護規制の高度化に係る試験及び解析評価、火災防護情報の収集・分析を行う。 ・原子力規制の国際化、効率化のため、原子力主要国で新設炉の設計評価に係る共通の進め方を議論する。 ・経年劣化管理手法等に係るデータベースを構築・共有する。 ・共通要因故障に係るデータベースを構築する。	036
(22)	プラントシミュレータ研修事業 (平成26年度)	1,897 (1,393)	1,081 (883)	353 (274)	267	15.16	発電炉は事故時の影響の大きさを原子力施設の中でも特に安全性への注力が必要な施設であるため、新規規制基準に対応した発電炉の安全対策の仕組みや、事故対策の理解の増進、事故時のプラント状態や進展予測の能力向上を目的として、実機に近い挙動を模擬できる研修用プラントシミュレータの開発・整備を行い、研修を通じて原子力規制を担う人材の専門能力の向上を図る。 また、研修を効果的に行うため、シミュレータの改良・維持管理及び教材等のトレーニングマテリアルの整備を行う。 ※平成26年度補正予算額のうち、1393百万を平成27年度へ繰越。 ※平成27年度補正予算額のうち、1,081百万を平成28年度へ繰越。	037
(23)	原子力規制人材育成等の推進 (平成28年度)	-	300 (189)	382 (285)	381	14	国内の大学等が提案した、原子力規制に係る教育研究プログラムを選定し、その取組に対して補助を行う。想定される教育研究プログラムは以下のとおり。 ○原子力規制委員会が定めた規制基準等に関連する科学的・技術的知見を、原子力施設の設計・管理や安全確保に着実に適用できる人材を育成するための教育研究プログラム(安全規制(Safety)のみならず、核セキュリティ(Security)、保障措置(Safeguards)も含む) ○国際的な仕組みや国際標準の検討に参画し、我が国で実施されている原子力規制に最新の国際的な知見を取り入れるための教育研究プログラム ○他の分野(地震・津波・火山等の自然科学、一般産業の安全に関わる理工学、リスクコミュニケーション等の社会科学など)の技術や知見を原子力規制や原子力安全に活かすことができる人材を育成するための、分野横断的な学際的教育研究プログラム等	038
(24)	人的組織的要因の体系的考慮に係る規制研究事業 (平成29年度)	-	-	48 (2)	23		原子力規制委員会は、IRRSにおいて明らかになった課題”人的組織的要因を体系的に考慮すること”等を踏まえ、人的組織的要因に関するプラントの設計審査及び監視・検査制度における規制要件の明確化を進めている。本事業では、設計審査に対する規制要件の明確化に関しては、原子炉制御室等の設計の審査において人的組織的要因を考慮するための規則・基準類、審査・検査ガイドの策定に資する知見を整備する。監視・検査制度に関しては、現在進められている監視・検査制度の見直しを踏まえ、新たに求められる検査官能力の向上や品質管理・安全文化に関する審査・検査ガイドの策定に資する知見を整備する。	039
施策の予算額・執行額		14,353 (11,221)	14,386 (12,050)	12,825 (10,594)	11,154	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2018	

作成責任者名 (※記入は任意)	森下 泰 人事課長、辻原 浩 技術基盤課長、市村 知也 原子力規制企画課長、小野 祐二 安全規制管理官(実用炉審査担当)、青木 一哉 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、大浅田 薫 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、古金谷 敏之 安全規制管理官(実用炉監視担当)、金城 慎司 安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、門野 利之 安全規制管理官(専門検査担当)
--------------------	--

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(原子力規制委員会30-⑤)

施策名	V. 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施		担当部局名	長官官房	
施策の概要	核セキュリティ対策を強化するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制を行う。		政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること	
達成すべき目標	1. 核セキュリティ対策の強化 2. 保障措置の着実な実施 3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議	政策評価実施予定時期	平成31年8月
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
1	IAEAのIPPASミッションで示された勧告事項や助言事項についての対応【PDCA管理番号: V.1.1.①】	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○平成27年2月に受け入れたIAEAのIPPASミッションで示された勧告事項や助言事項を改善するため、平成30年秋のIPPASフォローアップミッションに向け、所要の規則改正等又はその方針策定を行うとともに、受入れに関する各種準備を進める。		
2	職員の核セキュリティ文化醸成に向けた研修の着実な実施【PDCA管理番号: V.1.1.②】	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○職員の核セキュリティ文化醸成のため、研修等の場を通じ、職員各自が核セキュリティに関する問題意識を持つ環境づくりを行うとともに、一層の浸透と醸成のための新たな方策を導入する。		
3	内部脅威対策の導入に伴う核物質防護規定の審査【PDCA管理番号: V.1.1.③】	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○防護区域内への監視装置の設置に伴う、核物質防護規定の変更認可申請書の審査を適切な期間で、厳正に行うとともに、個人の信頼性確認制度を含む内部脅威対策については、試験研究用等原子炉施設設置事業者等に対する制度の導入について検討を進める。		
4	核物質防護検査等の厳格な実施【PDCA管理番号: V.1.2.①】	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○個人の信頼性確認の取組状況、サイバーセキュリティ対策を含めた防護措置等について、引き続き核物質防護検査等において厳格に確認していく。また、核物質防護対策官の本庁における効果的な運用が可能な体制を整備する。		
5	核物質防護訓練の充実に向けた取組【PDCA管理番号: V.1.2.②】	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○核物質防護事案の発生を想定した侵入者の検知・遅延・対応に係る体制の確認に加えて、原子力施設の安全面への影響の把握や原子力規制庁と事業者の連携について訓練する。		
6	我が国の保障措置活動の着実な実施【PDCA管理番号: V.2.1.①】	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○IAEA及び二国間原子力協力協定締約国の良好な意思疎通を図りつつ、IAEA保障措置その他の国際約束を誠実に履行する。 ○原子力安全に係る措置、核物質防護に係る措置及び保障措置に係る措置が相互に悪影響を及ぼすことがないよう、それぞれの措置の調和を図りつつ、相乗効果を発揮するための情報の有機的な活用方法について、庁内関係部局及び関係機関とともに整理する。		
7	東京電力福島第一原子力発電所における保障措置【PDCA管理番号: V.2.1.②】	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の進捗に合わせた保障措置活動等について、IAEA等の国内外の関係各機関と緊密な連携を図りつつ継続して実施する。		
8	新たな保障措置検査項目に係る検討【PDCA管理番号: V.2.1.③】	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○IAEAによる国レベル保障措置手法の策定に伴って今後改訂が予定されている個別保障措置手法に付随する査察実施手順書の検討を進め、必要な措置を講じるとともに、改訂された手法の実施に際しては、指定保障措置検査等実施機関等との連携を図る。		
9	我が国の保障措置活動に係る情報発信及び人材育成【PDCA管理番号: V.2.1.④】	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○我が国の保障措置の取組について、国際会議や国際トレーニング等を通じて国際的に発信していく。 ○原子力規制委員会の英語版ホームページの内容等の充実を図る。 ○関係機関との連携を強化するとともに査察官教育訓練内容の検討を継続し、保障措置人材の育成を図る。		
10	原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督【PDCA管理番号: V.2.1.⑤】	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施及び情報処理機関である公益財団法人核物質管理センターで発生した情報セキュリティ対応の不備を踏まえ、情報セキュリティを含めた同センターのガバナンス体制の確立・強化の状況を適宜確認するとともに、定期的な進捗状況の確認や立入検査等を通じて、必要な指導・監督を行う。		
11	原子力安全と核セキュリティの両立のための効率的な連携(再掲)【PDCA管理番号: V.3.1.①】	平成30年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 ○特定核燃料物質の防護等に関する秘密を取り扱う者に対する信頼性確認のための制度について、原子力規制部内での運用方針を定める。 ○防護措置及び保障措置による原子力安全への悪影響を防止するための措置について検討する。		

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度				
(1) 試験研究炉等の核セキュリティ対策 (平成23年度)	49 (17)	41 (14)	38 (31)	38	4	本事業は、原子炉等規制法に基づき、試験研究用等原子炉施設及び核燃料物質等の使用施設の核物質防護規定に係る審査、検査等を実施するとともに、核物質防護規制の高度化等に資するため新核物質防護システム確立調査を実施する。また、核物質防護に関する国際的な基準は、国際原子力機関(IAEA)における国際検討会合等で策定されるため、当該会合へ我が国として参画する。	040	
(2) 保障措置の実施に必要な経費 (昭和52年度)	3,163 (2,758)	2,956 (2,749)	3,082 (3,058)	3,190	6.7.8.9.10	国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関し、国の査察官等が自ら実施する検査・審査業務等のほか、以下の業務を原子炉等規制法に基づく指定機関に行わせる。 ①保障措置に関する情報処理業務委託 国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析その他の処理業務 ②保障措置検査等実施業務 保障措置検査、保障措置検査で提出させた若しくは立入検査で収去した試料の試験及び各検査において取り付け装置による記録の確認、保障措置の適切な実施のために必要な技術的検査に関する調査研究等の全部又は一部	041	
(3) 保障措置環境分析調査事業 (平成8年度)	350 (344)	264 (260)	1104 (1036)	290	6	本事業では以下の業務を実施する。 ①新規分析手法の開発(平成29年度は、濃縮ウラン粒子の精製時期決定法の開発)や既存分析手法の高度化 ②IAEAに認定されたネットワーク分析所として、IAEAの依頼に基づく、他国で収去された試料の分析 ③保障措置に係る試料分析に必要な施設・設備等の維持管理	042	
(4) 大型混合酸化物燃料加工施設保障措置試験研究事業 (平成13年度)	268 (0)	11 (0)	262 (19)	35	6	J-MOXでは、新技術の導入により運転の自動化が進むとともに、大量の核物質が取り扱われることから、本施設に特化した保障措置手法を確立することが必要。このため、本事業では、施設の設計・建設の進捗に合わせて施設に適用する保障措置機器(①MOX原料粉末貯蔵容器測定機器、②燃料集合体測定機器、③バルク工程内MOX粉末・ペレット測定機器)を開発・設置し、これら機器で測定されるデータを収集・評価する保障措置システムを構築する。	043	
(5) 国際原子力機関保障措置拠出金 (昭和61年度)	122 (122)	117 (117)	102 (102)	104	6.9	本事業では以下の業務を実施する。 ・福島第一原子力発電所における保障措置活動の回復を目的とした保障措置手法等の開発への参画 ・IAEAによる知識・技能向上のための保障措置研修(トレーニング)に係るプログラム作成及び講師としての参画 ・我が国を含む加盟国がIAEAに対して行う研究開発計画の策定・実行管理への参画 特に、福島第一原子力発電所においては、従来の手法による保障措置活動が十分に実施できないことから、世界にも類のない新たな手法による保障措置活動を導入し、廃炉に向けた工程に合わせて保障措置活動を回復していくことが、IAEA及び我が国にとって喫緊の課題である。そのため、本事業により、IAEAによる保障措置手法の開発活動に参画し、当該プロセスを促進することで適切な保障措置の実施を確保しつつ、円滑な廃炉の実現につなげていく。	044	
(6) 原子力発電施設等核物質防護対策事業 (平成15年度)	153 (111)	143 (110)	140 (121)	113	1.2.3.4	本事業では、以下の事業を実施する。 (1)新たな脅威等を踏まえた防護措置の強化に係る技術動向調査及びデータ取得 原子力発電所等におけるサイバー攻撃等の新たな脅威や輸送時の核セキュリティ、最新の防護設備等について試験等による技術データ収集、分析により有効性を評価するとともに、技術動向の調査を実施する (2)規制動向調査 原子力先進国の核物質防護に関する規制動向、技術動向等の調査、分析及び国際原子力機関の会合参加や海外規制機関との交流を通じた情報収集、実態把握を実施する	045	
施策の予算額・執行額	4,105 (3,352)	3,532 (3,250)	4,728 (4,367)	3,769	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		原子力規制委員会設置法	

作成責任者名 (※記入は任意)	有賀 理 保障措置室長、児嶋 洋平 安全規制管理官(核セキュリティ担当)
--------------------	--------------------------------------

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(原子力規制委員会30-⑥)

施策名		VI. 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化				担当部局名	長官官房			
施策の概要		原子力災害対策指針を含めた放射線防護のための制度を継続的に改善するとともに、平時・緊急時の放射線モニタリング体制を整備・維持する。また、原子力規制委員会における危機管理体制を整備し、運用する。				政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること			
達成すべき目標		1. 放射線防護対策の充実 2. 危機管理体制の充実・強化		目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2018		政策評価実施予定時期	平成31年8月		
測定指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1	原子力事業者防災訓練の確認 【PDCA管理番号: VI.2.2.①】	-	39事業所 / 39事業所 平成30年度	39事業所 / 39事業所	39事業所 / 39事業所	39事業所 / 39事業所	39事業所 / 39事業所	39事業所 / 39事業所	原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することが義務付けられており、防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため。	
2	全都道府県の空間線量率の公表 【PDCA管理番号: VI.1.4.②】	-	365日分 平成30年度	365日分	365日分	366日分	365日分	365日分	原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県の空間線量率を翌日(翌日が土・休日・祝日の場合は、土・休日・祝日明けに)公表することとしているため。	
測定指標		目標		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
3	放射線審議会の調査審議 【PDCA管理番号: VI.1.1.①】	平成30年度		<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○放射線審議会が昨年度より検討を進めてきた事項について、審議会の事務局を務める原子力規制庁は審議会の方針に基づき以下のとおり対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力福島第一原子力発電所事故以降の放射線防護に係る基準に関し、審議会の方針に基づき状況等を整理し、審議会に報告する。</li> <li>ICRP2007年勧告に関する検討課題について、実態等の調査を進め、審議会に報告する。</li> <li>行政機関から諮問を受ける際には、昨年度に審議会が取りまとめた「放射線防護の基本的考え方の整理」に沿った内容であることを確認し、審議会に報告する。</li> <li>昨年度に取りまとめた水晶体の線量限度に関する関係行政機関に対する意見具申の対応状況をフォローする。</li> </ul> <p>○関係省庁連絡会等を活用して、放射線審議会と関係行政機関の間の意思疎通を一層図り、諮問内容や最新知見等の規制への反映が迅速かつ効率的に実施できるよう貢献する。</p>						
4	原子力災害対策指針の継続的改善 【PDCA管理番号: VI.1.2.①】	平成30年度		<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう、原子力災害対策指針について、我が国における包括的判断基準(GC)設定の必要性等を検討する。</p> <p>○原子力災害時における医療体制について、整備に着手してから3年が経過することを踏まえ、整備の促進及び機能の強化に向けた取組を進める。</p>						
5	放射線防護に係る安全研究の推進 【PDCA管理番号: VI.1.3.①】	平成30年度		<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○「放射線安全規制研究戦略的推進事業」に関し、規制の改善に必要な科学的知見を得ることのみならず、事業の執行管理を適切に行うとともに、プロジェクトの所要の評価も確実に実施する。</p>						
6	原子力施設周辺等における緊急時モニタリング体制の充実 【PDCA管理番号: VI.1.4.①】	平成30年度		<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム(RAMISES)については、緊急時モニタリング結果を迅速に把握し、活用するための機能整備や、平成32年度に予定している後継システムの整備・運用開始に向けて、予算概算要求及び要件の詳細化・調達手続きを着実に実施する。</p> <p>○緊急時における航空機モニタリングについて、引き続き、原子力総合防災訓練等を通じて関係省庁との連携の強化に努める。</p> <p>○引き続き「モニタリング実務研修」及び「緊急時モニタリングセンターに係る訓練」を実施するとともに、今後の訓練の高度化に向けた検討を行う。</p>						
7	全国的环境中の放射線等の測定 【PDCA管理番号: VI.1.4.②】	平成30年度		<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○地方公共団体等と連携して全国的环境中の放射線及び放射能の水準を測定・監視するとともに、原子力施設周辺においては、放射線及び放射能の調査体制を確保し、その結果についてホームページで情報提供する。また、適切なモニタリング体制を確保するため設備等の更新を順次実施する。</p> <p>○関係機関と連携し、国外における原子力関係事象をモニタリングできる体制を確保する。</p>						

8	東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングの実施(再掲) 【PDCA管理番号:VI.1.4.③】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング結果を遅滞なく公表する。</li> <li>・IAEAとの共同モニタリングを実施する。</li> <li>・リアルタイム線量測定システムの再配置を適切に実施する。</li> </ul>	平成30年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して、陸域・海域の放射線モニタリング及び測定結果の分析・評価を着実に実施し、それらの結果を取りまとめて分かりやすく情報提供する。</p> <p>○IAEAと共同で海水及び海底土を対象とした試験所間比較分析を実施し、モニタリング結果の国際的な信頼性の向上に努める。</p> <p>○福島県内の学校等に設置されているリアルタイム線量測定システムについて、配置の見直しを行う。</p>
9	原子力艦寄港地の放射線モニタリング 【PDCA管理番号:VI.1.4.④】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携して確実にモニタリングを実施する。</li> <li>・モニタリング局舎・架台等の更新を適切に実施する。</li> <li>・原子力艦寄港地における緊急時モニタリング計画の策定を段階的に進める。また、訓練等を通じた改善点の検討を行う。また、訓練等を通じ、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム(RAMISES)を活用できることを確認する。</li> </ul>	平成30年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○原子力艦寄港地において、関係機関と連携して、原子力艦寄港時及び定期的に環境放射線及び放射能の水準を測定・監視するとともに、ウェブサイトで情報提供する。</p> <p>○原子力艦寄港地における適切なモニタリング体制を確保するため、モニタリング局舎・架台等の設備の更新を順次実施する。</p> <p>○原子力艦寄港地における緊急時モニタリング計画の策定を段階的に進めるとともに、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム(RAMISES)を活用した防災訓練を実施する。</p>
10	モニタリングの技術的事項の検討 【PDCA管理番号:VI.1.4.⑤】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射能測定法シリーズ2本の改訂をする。</li> <li>・個人線量に係るモニタリングの品質保証の認定制度を開始する。</li> <li>・緊急時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)の解説の策定をする。</li> </ul>	平成30年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○モニタリングの技術的事項に関する検討を継続的に行う「環境放射線モニタリング技術検討チーム」を開催し、放射能測定法シリーズの継続的な改訂作業、モニタリングの品質保証の制度作りの検討及び緊急時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)の解説の策定を行う。</p>
11	平時における危機管理体制の明確化・体系化 【PDCA管理番号:IV.2.1.①】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上期中に平時における危機管理対応業務への対応体制及び指揮命令系統を明確化し、体系化を整理する。</li> <li>・上期中に危機管理対応業務に関する業績評価の仕組みを整備する。</li> <li>・年度内に危機管理対応業務に関する訓練・研修の体系を整理し、力量管理の仕組みを整備する。</li> </ul>	平成30年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○平時における危機管理対応業務への対応体制及び指揮命令系統(対応要員に対する業務としての位置付け)の明確化・体系化を進める。また、対応要員に対する力量管理及び評価・改善を体系的に実施できる仕組みを整備する。</p>
12	危機管理対応に関するマニュアルの整備 【PDCA管理番号:IV.2.1.②】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上期中に各種事案の性質や内容に応じた初動対応の在り方について、関係部署と連携した上で蓋然性の高い事態を優先して検討する。また、年度内に当該検討の結果をマニュアルに反映する。</li> <li>・既存の防災計画と業務継続計画との関連、整合性について、関係部署と連携して課題を整理した上で、年度内に、必要な見直しを検討する。</li> </ul>	平成30年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○各種危機管理対応マニュアル等について、他のマニュアル等との関連や体系の在り方などの視点を踏まえつつ、常に最適なものになるよう見直しを実施する。</p> <p>○また、国民保護措置や首都直下地震時の対応など、事態の蓋然性を考慮し対応マニュアル等の整備を進める。</p>
13	防災訓練における機能強化の充実 【PDCA管理番号:IV.2.1.③】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員配置の変更及び機器の更新に伴う関係職員の機器操作能力の維持向上のため、機器操作の習熟周知を図るとともに、総合防災訓練や事業者防災訓練の機会を利用することを含め、定期的な訓練機会(平均月1回以上)を設定する。</li> <li>・総合防災訓練等を踏まえ、危機対応における意思決定の課題等に対応するため、委員等幹部も参加する訓練等について、年度を通じて四半期に1回以上の頻度で実施する。</li> <li>・オンサイト総括やERCプラント班要員等がプラントの評価・判断能力を向上させるための体系的な訓練プログラムを上期中に企画する。また、年度内に当該訓練プログラムの運用を開始する。</li> </ul>	平成30年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○危機管理対応業務に携わる関係職員の能力の維持向上のため、総合防災訓練や原子力事業者防災訓練等の機会を通じて定期的に様々な訓練を実施する。また、訓練の結果を踏まえ、課題を抽出し、運用の改善及びマニュアルの改定につなげる。</p>

14	原子力事業者防災訓練に関する評価の充実 【PDCA管理番号:IV.2.2.①】	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度の原子力事業者防災訓練の評価結果を踏まえ、上期中に、評価指標及び評価のための業務マニュアルの見直しの必要性を検討する。また、必要に応じ、評価指標及び評価のための業務マニュアルを見直しする。評価指標及び評価のための業務マニュアルにより、平成30年度の原子力事業者防災訓練の評価を行う。</li> <li>少なくとも稼働中の発電所に関して、事業者の作成する原子力災害時の対応に係る資料集を共有する。</li> <li>訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて、平成29年度に実施した試行訓練を踏まえ、上期中に運用面の課題、平成30年度の訓練実施計画等について検討する。また、年度内に平成30年度の訓練実施計画に基づき訓練を実施する。</li> </ul>	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○平成30年度原子力事業者防災訓練報告会において、平成29年度の原子力事業者防災訓練の評価結果を踏まえ、原子力事業者との意見交換を行い、引き続き、平時における事前の準備を促すことを通じて原子力事業者の緊急時対応能力の向上を目指す。また、訓練の評価を踏まえ、必要に応じ、評価指標及び評価のための業務マニュアルの改良を進める。</p> <p>○さらに、原子力事業者の事故の状況に応じた臨機の対応能力向上を図るため、訓練シナリオ開発ワーキンググループを開催し、発電所の緊急時対策所等の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練のシナリオの作成、これに基づく訓練の実施・評価を行う。</p>
15	原子力災害対策に関する関係省庁等との連携 【PDCA管理番号:IV.2.2.②】	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度内に、関係省庁等と調整の上、実効的な連携関係を構築するための方向性を見いだす。</li> <li>原子力災害対策中央連絡会議を年度内に少なくとも1回開催することにより、情報共有し、連携を図る。</li> </ul>	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁等との連携を図るため、従来の連絡会議の在り方の見直しを含め、実効的な連携関係を構築するための方向性を見直し、その結果を踏まえ連絡会議を開催する。</p>
16	危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化 【PDCA管理番号:IV.2.3.①】	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態対策業務(宿直業務を含む)への影響を極小化しつつ、統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新を開始する。また、緊急時対策支援システム(ERSS)について、年度内に調達手続きを実施し整備事業者を確定する。</li> <li>緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム(RAMISES)について、緊急時モニタリング結果を迅速に把握し、活用するための機能整備を図る。また、年度内に調達手続きを実施し整備事業者を確定する。(再掲)</li> </ul>	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>○平成30～31年度に予定している統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新において、緊急事態対策業務(宿直業務を含む)への影響を極小化しつつ着実に実施する。また、緊急時対策支援システム(ERSS)は平成32年度に予定しているシステム再構築に向けて、予算概算要求及び要件の詳細化・調達手続きを着実に実施する。</p> <p>○緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム(RAMISES)については、緊急時モニタリング結果を迅速に把握し、活用するための機能整備や、平成32年度に予定している後続システムの整備・運用開始に向けて、予算概算要求及び要件の詳細化・調達手続きを着実に実施する。(再掲)</p>



達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度			
(1) 放射線障害防止対策に必要な経費 (昭和33年度) (再掲)	221 (144)	216 (201)	95 (85)	119		放射線障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射線障害防止法に基づく安全規制等を着実に実施する。具体的には、放射性同位元素等の使用等の許認可等を行うにあたり、透明性の高い審査、計画的かつ効果的な事業者等への立入検査、適切な特定放射性同位元素の受入れ等の報告確認を行うこと等により、放射性同位元素等の使用等による放射線障害を防止する。平成29年度は、放射線障害防止に係る規制を最新・最善のものにするための公募型委託事業を新設するとともに、改正放射線障害防止法の施行に向けた関係法令の整備を進める。	007
(2) 放射線安全規制研究戦略的推進事業 (平成29年度) (再掲)	-	-	300 (235)	353	5	放射線安全規制研究戦略的推進事業は、放射線障害防止に係る規制等を最新・最善のものにするため、年度毎に原子力規制委員会が示す重点テーマに基づいて、研究機関等からの提案を踏まえつつ、規制等の改善に資する知見を継続的に創出する事業である。本事業では、規制等の基盤となる知見の創出に向けた領域、規制等の整備・運用に資する知見の創出に向けた領域、科学的根拠に基づく合理的な安全管理の実現に向けた領域、原子力災害等における公衆や災害対応者等の防護の実践力向上のための領域、国際的な最新知見の収集・展開に係る横断的領域の調査研究を推進するとともに、規制等の改善活動を支える関係研究機関によるネットワークの構築を推進する。	008
(3) 環境放射能水準調査等事業 (昭和50年度) (再掲)	1,759 (1,660)	1,706 (1,550)	1,767 (1,752)	1,783	2.7.8	47都道府県における環境放射能調査及び47都道府県において実施困難な高度かつ専門的な分析及び分析結果の収集を実施する。	014
(4) 海洋環境放射能総合評価事業 (昭和58年度) (再掲)	1,029 (818)	978 (808)	832 (798)	799	7.8	原子力施設沖合に位置する主要漁場等において採取した海産生物、海底土及び海水試料を分析し、これらの結果について専門家による検討を行う。また、本業務の成果等を簡潔に取りまとめた資料を作成し、関係機関・団体等へ説明を行う。	015
(5) 避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業 (平成25年度) (再掲)	79 (65)	147 (104)	123 (113)	116	8	今後避難指示区域等の解除に伴う住民の帰還に向けて、住民の安全確保のため、次の内容を実施する。 ①市町村の要望を十分に踏まえたきめ細かな放射線モニタリングを実施するとともに、住民の行動パターンを把握し、生活圏内におけるモニタリングを実施する。 ②①で得られた結果と原子力規制庁が実施する詳細モニタリング結果を活用した詳細な放射線量マップ等を作成し、住民に提供する。	016
(6) 放射能調査研究に必要な経費 (昭和32年度)	1,669 (1,455)	1,543 (1,383)	1,626 (1,347)	1,500	7.9	上記の目的を達成するため、米国原子力艦の寄港に伴う放射性物質及び放射線調査をはじめ、輸入食品、環境試料中の放射性物質に関する調査研究等を原子力規制委員会及び関係省庁において実施する。 1 米国原子力艦の我が国への寄港に伴う放射性物質及び放射線調査 2 輸入食品、農作物、海産物の放射能に関する調査研究 3 大気・海洋中の放射性物質に関する調査研究 4 離島等の放射性物質監視測定 (関係省庁:原子力規制庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)	046
(7) 放射能測定に必要な経費 (平成26年度)	47 (25)	46 (28)	34 (22)	29	10	本事業は、放射能測定法シリーズ(既存マニュアルは全34冊)について、改訂(制定)の方向性の検討及び改訂(制定)案の作成等を行うものである。放射能測定法シリーズについては、平成28年度に有識者から構成される原子力規制委員会の「環境放射線モニタリング技術検討チーム」において、40年以上改訂されていないものもあり、技術の進展を反映する必要があること、東京電力福島第一原発事故の知見を反映する必要があることから、全34冊すべての分析・測定法を優先順位をつけて改訂していく必要があることや新たに整備する必要のあるマニュアルも存在することが示されている。	047
(8) 緊急時対策総合支援システム整備等事業 (昭和57年度)	714 (453)	273 (169)	303 (254)	239	6.16	(1)原子力災害時には、国は緊急時モニタリングの結果の集約、評価を行うこととされている。このため、モニタリング情報等を収集するシステムの運用等を行う。 (2)政府や地方公共団体が、放射線監視等交付金を用いて実施しているモニタリングや環境モニタリングの結果等を緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムに収集し、様々な情報を把握するとともに、ホームページ上に適切な形態で表示することを念頭に置いた情報表示のあり方について検討する。	048
(9) 放射線モニタリング等人材育成事業 (平成2年度)	240 (240)	243 (236)	243 (243)	237	7	緊急時のモニタリング体制の充実強化を図るため、地方公共団体の職員へ以下の研修を行う。 ①環境放射能分析研修 平時から環境放射能調査を適切に行うため、地方公共団体の実務担当者に対して環境放射能分析・測定に関する技術研修を行う。 ②モニタリング実務研修 緊急時モニタリング活動等に従事する地方公共団体の職員に対して緊急時モニタリングに関する技術研修を行う。 ③緊急時モニタリングセンターに係る訓練(EMC訓練) EMCの実効性を確保するため、EMCで活動する地方公共団体の職員に対して訓練(机上訓練及び実動訓練)を行う。	049
(10) 環境放射線モニタリング国際動向調査等事業 (平成25年度)	12 (6)	12 (12)	12 (4)	12	6	国際原子力機関(IAEA)等におけるモニタリングに係る技術文書の検討状況や、原子力施設を有する諸外国における緊急時モニタリングの取組状況等の調査を実施し、その結果に基づき、我が国の放射線モニタリング機能の維持・向上を図る。	050
(11) 放射線監視等交付金 (昭和49年度)	7,891 (6,361)	7,413 (6,178)	7,029 (6,547)	6,000	7	原子力施設が立地又は隣接する24道府県に対し、環境放射線の監視を行うために必要な施設等の整備、原子力施設周辺における環境放射線の調査等を実施するための資金を交付する。 【立地道府県(16)】北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、神奈川県、静岡県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県 【隣接道府県(8)】富山県、岐阜県、滋賀県、京都府、鳥取県、山口県、福岡県、長崎県	051
(12) 緊急時モニタリングの体制整備事業 (平成26年度)	1,200 (834)	1,325 (1,042)	837 (733)	669	6	①緊急時モニタリングセンターの整備 原子力施設関係道府県に、緊急時モニタリングを指揮するための緊急時モニタリングセンター及びその活動に必要な資機材を整備する。 ②緊急時モニタリング資機材等の整備 原子力規制事務所に緊急時モニタリングで使用する資機材等を整備する。	052
(13) 原子力発電施設等緊急時対策通信設備等整備事業 (平成15年度)	3,336 (3,063)	3,403 (3,054)	3,526 (3,188)	3,251	16	緊急時の中央や現地の対応拠点となる緊急時対応センター(ERC)、オフサイトセンター(OFC)の情報通信設備及びプラントの情報収集・表示を行う緊急時対策支援システム(ERSS)の整備維持管理を行う(各々代替拠点・設備含む)。	053

(14)	原子力災害対策実効性向上等調査研究事業 (平成26年度)	48 (18)	158 (116)	120 (104)	76	4	国際原子力機関(IAEA)等の緊急時対応に関する国際基準の動向及び関連する先進主要国の実態等を調査する。 緊急時に講じられる防護措置である屋内退避による防護効果に関する技術的知見をより詳しく整備する。屋内退避時の被ばく経路には、屋外からもたらされる外部被ばくと、屋内に侵入した放射性物質によりもたらされる吸入被ばくがあり、本事業では、この双方における被ばく線量の低減効果に関する技術的知見を整備する。	054
(15)	原子力災害時医療実効性確保事業 (平成28年度)	—	495 (428)	449 (426)	443	4	(1)原子力災害時医療研修・訓練等事業 ・地域における研修等の講師や中核人材を育成するための原子力災害時の専門研修等の実施 ・原子力防災訓練への参加を通じた原子力災害時医療に関する実地訓練等の実施 ・研修・訓練に必要な教材・資機材の整備・保守 (2)原子力災害時医療体制実効性確保等事業 ・課題等の把握・共有のための各機関等の連携強化の場を設置 ・各種マニュアル・研修内容見直し等調査研究等の実施 ・統合原子力防災ネットワークへの接続に必要な資機材の整備	055
(16)	航空機モニタリング運用技術の確立等事業 (平成28年度)	—	279 (266)	319 (302)	318	6	1. 航空機モニタリングの運用 ①原子力施設周辺領域における空間放射線量率のバックグラウンドレベルの状況把握。 ②緊急時における航空機の運航に支障となる箇所の把握及び最適な飛行ルートの検討。 2. 放射性プルームの性状把握技術の高度化 ①無人飛行機により放射性プルームを的確に捉えるための飛行手法の検討。 ②放射性プルームの性状(拡散状況、化学組成等)の解析及び視覚化の手法の検討。 ③放射性プルームに係る多様な観測対象(ガンマ線・中性子線量率、放射性ヨウ素、ダスト等)の測定を効率的に実施するための手法の検討。	056
(17)	原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金 ※再掲	924 (924)	800 (800)	800 (800)	800	8	住民の要望等を十分に踏まえた、きめ細かなモニタリングを実施するため、個別事情や住民のニーズを把握している県、市町村を主体とした放射線モニタリングを実施することが効果的である。このため、県、市町村が住民のニーズを踏まえ放射線モニタリングに関する使途等を柔軟に選択・実施できるよう、福島県が基金を創設し、国は当該基金に必要な経費を交付する。 県、市町村は、当該基金を活用し、住空間周辺の空間線量率の測定など、住民のニーズに応じたモニタリングを実施する。	0163 (復興庁)
(18)	放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費 ※再掲	1,556 (1,352)	1,241 (1,080)	1,298 (1,046)	1,344	8	(1)環境モニタリング情報の公開 ○環境モニタリングホームページの運営 全国に設置したモニタリングポストの値をリアルタイムで収集し、ウェブ上に公表する。また、原子力規制庁等の放射線モニタリング結果を網羅的に閲覧できるHPを運営する。 ○環境モニタリングデータベースの整備 地域住民や国、自治体、研究者等のニーズに対応するため、政府や福島県等の自治体等が震災以降に公表してきた東京電力福島第一原子力発電所事故に由来する環境汚染に関するモニタリング情報を収集する。 (2)東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質の中長期的な推移の把握等 ○地上からの空間線量率等のモニタリング 東京電力福島第一原子力発電所から80km圏内を中心とする放射性物質の沈着量及び定点測定や走行サーベイにより得られた空間線量率の分布状況や経時変化を詳細に調査する。 ○航空機による空間線量率のモニタリング 航空機を使用して、広範囲における空間線量率等を面的に調査する。 ○閉鎖的領域におけるモニタリング 河川からの放射性物質の流入・蓄積が特に懸念される閉鎖的領域におけるモニタリングを実施する。	0164 (復興庁)
(19)	環境放射線測定等に必要な経費 ※再掲	1,111 (1,027)	1,482 (1,200)	1,108 (909)	1,118	8	東京電力福島第一原子力発電所周辺地域の早期環境回復、生活環境への不安解消に因るため、平成23年度第一次及び第二次補正予算等において福島県を中心に整備したリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト等の点検校正・保守、稼働状況の把握等の維持管理、モニタリングの実施、測定結果の迅速な公表等に努める。	0165 (復興庁)
施策の予算額・執行額		21,836 (18,445)	21,739 (18,655)	20,821 (18,908)	19,205	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) 原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2018		

作成責任者名 (※記入は任意)	足立 敏通 情報システム室長、金子 修一 緊急事案対策室長、佐藤 暁 放射線防護企画課長、武山 松次 監視情報課長、根木 桂三 放射線環境対策室長
--------------------	---